

# 令和2年度 事業計画

## 【実施事業等会計】

公益目的支出計画に基づき、公共の福祉の増進に資することを目的として実施する事業に関する会計

### 1 交通問題に対する市民の意識の啓発及び交通道德等の普及啓蒙に関する事業

事業費 6,834 千円

市営交通事業への理解と更なる利用を促すとともに、交通問題に対する市民の意識の啓発を図るため、市民参加型の各種イベントを実施する。また、交通道德等の普及啓蒙を図るため、乗客マナーポスターの掲出等を行う。

#### (1) 「市電フェスティバル」(仮称)の開催(3,884千円)

電車事業所構内等を会場に、市電車両を活用したイベントを中心に、「市電フェスティバル」を開催する。また、市営交通のPRとイベントの集客を図るため、イベントグッズを会場において販売する。

#### (2) 「地下鉄・市電 子ども絵画展」(仮称)の開催(1,780千円)

小学生以下の子どもを対象に地下鉄・市電をテーマとした絵画を募集し、優秀作品の表彰及び展示を行う「地下鉄・市電 子ども絵画展」(仮称)を開催する。

#### (3) マナー啓発に関する事業(826千円)

乗車マナーについて利用者同士が自然に呼びかけあう雰囲気醸成するとともに、乗車マナーに対する意識を一層高められるよう「乗車マナーポスター」を作成し、地下鉄駅、地下鉄及び市電車内に掲出する。

#### (4) 「子ども地下鉄・市電交通教室」(仮称)の開催(311千円)

小学生を対象に普段見ることができない、地下鉄車両工場及び電車事業所の見学等を行う、「子ども地下鉄・市電交通教室」を夏・冬休み期間に開催する。

#### (5) 業務用掲示板に関する事業(33千円)

地下鉄、市電の最新情報等を掲示するほか、情報誌(ウィズユー)、地下鉄・市電ご利用ガイド及び市電路線図を配布する。また、当公社が行う各種イベントの紹介等を行う。

## 2 交通事業の利用者の便益増進に関する事業

事業費 15,977 千円

市営交通に対する多種多様なニーズに応え、利用者の便益を図るため、市営交通の利用ガイドのほか、情報誌等を発行し、顕在的な利用者のみならず潜在的な利用者に対しても有益な情報を発信する。

### (1) タウン情報誌「ウィズユー」の発行(7,651 千円)

地下鉄・市電の最新情報のほか、沿線の店舗等の紹介、イベント情報等を掲載したタウン情報誌「ウィズユー」を季節ごと年4回発行し、地下鉄・市電関連施設、各区役所及び地区図書館等で配布する。

### (2) 「地下鉄・市電ご利用ガイド」(仮称)の発行(7,393 千円)

地下鉄・市電の利用方法等を掲載した冊子に観光マップを添付した「地下鉄・市電ご利用ガイド」(仮称)を発行し、地下鉄・市電関連施設及び各区役所等で配布する。

### (3) 「市電路線図」の発行(660 千円)

市電及び市電沿線の最新情報等を掲載した「市電路線図」を発行し、市電車内等で配布する。

### (4) 「駅周辺地図」の作成(273 千円)

地下鉄主要駅である大通駅、さっぽろ駅、すすきの駅、豊水すすきの駅及び中島公園駅の「駅周辺地図」を作成し、希望者へ配布する。

### 3 交通事業の記念物及び資料の保存並びに公開に関する事業

事業費 3,510 千円

「交通資料館」に保存する市営交通発展の歴史を示す資料の管理を行うとともに、交通資料館の公開を通して、市営交通事業への理解と愛着を深めていただく。

#### (1) 交通資料館の管理(3,510 千円)

##### ア 交通事業記念物の保存

休館中

##### イ 交通資料館の一般公開及び特別公開

交通資料館休館中においても、地下鉄、市電及び市営バスの歴史とその発展をより身近なものに感じていただき、地下鉄・市電への愛着を深める機会を提供するとともに、地下鉄・市電のPR及び利用促進を図ることを目的として、「交通資料館 in チカホ」(仮称)を開催する。

##### ウ 交通資料館一般公開周知用ポスター等の作成

少しでも多くのお客様に交通資料館の魅力を伝えるため、「交通資料館 in チカホ」(仮称)を開催するにあたり周知を図るため作成する。

## 【その他会計】

実施事業等会計以外の事業に関する会計

### I 受託事業

札幌市の委託を受けて行う市営交通事業に関する事業

#### 1 定期券発売等に関する事業

事業費 356,357 千円

##### (1) 定期券等各種乗車券の発売等に関する事業(310,725 千円)

定期券発売所（9 か所）において定期券、各種乗車券等の発売及び払戻業務を行う。また、札幌市交通案内センターにおいて公共交通機関の路線及び運賃、時刻等についての電話案内を行う。

##### (2) 遺失物の管理及び遺失物等の取扱いに関する事業(45,632 千円)

札幌市交通局忘れものセンターにおいて、遺失物の収納、保管、引渡し等に関する業務を行う。また北海道札幌方面中央警察署に対する遺失物及びデータの届け出等を行う。

#### 2 各種乗車券の販売促進等に関する事業

事業費 54,445 千円

##### (1) 乗車券等の作成及び管理に関する事業(265 千円)

乗車券、一日乗車券等の作成及び磁気情報入力業務を行う。また、作成した乗車券の検収業務、札幌市交通局及びバス会社等への受払いに関する業務を行う。

##### (2) 乗車券等の発売に関する事業(54,180 千円)

交通局庁舎内において、乗車券の発売及びこれに係る料金の徴収・集計等に関する業務を行う。

### 3 広告業務等に関する事業

事業費 57,229 千円

(1) 広告業務に関する事業(51,036 千円)

車両や関連施設に掲出する広告の申込受付、掲出・撤去の指示、広告媒体の保守管理、関連企業との調整、広告料金等の積算、広告受付管理システムの更新及びデジタルサイネージの入力業務等を行う。

(2) 「ホリデー・テーリング」(仮称)の実施(3,344 千円)

公共交通機関の利用方法や乗車マナーへの習得及び地下鉄・市電の利用促進を図るため小学生を対象に、札幌市内の公共施設や観光施設等を巡るスタンプラリーを実施する。

(3) 地下鉄利用促進イベントの実施(2,849 千円)

地下鉄の魅力の更なるPR及び利用促進を図るため、札幌市営地下鉄「謎解きスタンプラリー」(仮称)を実施する。

#### 4 地下鉄駅(49駅)の業務に関する事業

事業費 3,146,307 千円

##### (1) 運行関係業務

列車が安全・定時に運行するとともに、お客様の安全確保と円滑な乗降を確保するための業務を行う。また、事故発生時等は、迅速な応急措置を行うとともに、附帯事故の防止、列車運転の早期再開を図る。

##### (2) 駅舎管理業務

地下鉄駅構内におけるお客様の安全を確保するため、駅構内の巡回及び点検、駅構内秩序の維持等に関する業務を行う。

##### (3) 営業関係業務

お客様が快適に、安心して地下鉄をご利用できるよう積極的な案内やお困りのお客様への介助等を行う。また、始終業時対応、乗車料金の収納、遺失物の取扱い、自動出改札装置等の取扱いを行うほか、小学校等の駅舎見学などの対応を行う。

##### (4) 各種イベント等における対応

さっぽろ雪まつりや札幌ドームで開催されるプロ野球の試合、コンサートなど、各種イベント開催時における関係駅で、列車の運行及びお客様の安全確保に努める。

##### (5) 札幌市交通局が管理する乗継施設等に関する業務

札幌市交通局が管理するバスターミナル等の待合室などの開錠及び施錠等を行う。

## II 収益事業

実施事業等会計の事業の財源確保のため行う事業

収益予算 133,075 千円

### 1 自動販売機の運営に関する事業（49,084 千円）

地下鉄駅コンコース及びホーム等に設置している自動販売機の管理運営を行う。  
地下鉄駅構内等における自動販売機の新規設置を行うとともに、既存自動販売機のSAPICA 対応自動販売機への入れ替えを行う。

### 2 コインロッカーの運営に関する事業（35,415 千円）

地下鉄駅構内に設置しているコインロッカーの管理運営を行う。  
利用者の利便性向上及び収支改善を図ることを目的に、利用状況について調査・研究を行い、設置場所や機種・口数の変更等について検討を行う。

### 3 パークアンドライド駐車場に関する事業（44,604 千円）

都心部へのマイカー乗り入れ自粛及び公共交通機関の利用促進等の観点から、札幌市交通局の未利用地を賃借し、パークアンドライド方式の駐車場の管理運営を行う。

### 4 オリジナルグッズ・ミニチュアの販売に関する事業（3,972 千円）

地下鉄・市電への親しみを深めてもらうため、オリジナルグッズ等の販売を行う。

### Ⅲ 軌道運送事業

収益予算 2,051,260 千円

#### 1 路面電車の運行に関する業務

札幌市交通局が保有する軌道施設及び車両を借り受け、旅客運送業務を実施する。

#### 2 軌道施設及び車両の維持管理に関する業務

札幌市交通局からの委託を受け、路面電車の運行に関する業務で使用する軌道施設（線路・電路）及び車両の維持管理業務を実施する。

#### 3 軌道運送事業に付随する業務

路面電車の車両・軌道施設を媒体とした広告販売業務、貸切電車を活用した企画の実施、企画乗車券の販売、沿線事業者と連携した利用促進策等を実施する。



## 【法人会計】

法人の管理業務に関する会計

### I 適切な事務の執行

関係法令に則った事務を行うとともに、法人自らによる企業統治や積極的な情報公開の実施により、一般財団法人として適正な事務を執行する。

### II 更なるコンプライアンスの浸透と強化

コンプライアンスに関する研修や情報発信を継続的に実施することで、引き続きコンプライアンスの浸透と強化を図る。

## 【その他庶務事項】

### 評議員会及び理事会の開催

- ・ 評議員会

6月、3月に定時評議員会を開催するほか、必要の都度、開催する。

- ・ 理事会

6月、11月、3月に理事会を開催するほか、必要の都度、随時開催する。